「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○（提案名）」に関する 協定書

阿南市（以下「市」という。）と○○○○○ （以下「交渉権者」という。）は、令和５年度阿南市民間提案制度における協議対象提案である「○○○○○○○○○○○○○○」（以下「本件」という。）について、事業化に向けた詳細協議を行うため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　市及び交渉権者は、本件の事業化に向けて誠実に協議する。

（協定の期間）

第２条　協定の期間は、協定締結日から　　年　　月　　日までとする。ただし、 本件の事業化に向けて、更に期間が必要と認められる 場合は、 協定の期間を延長できる。

（市の役割）

第３条　市は、本件の検討・協議のために必要な組織・体制を構築する。

２　市は、本件の検討・協議のための事務局兼連絡窓口を設置する。

３　市は、本件の事業化に向けて必要な調査・検討を行う。

（交渉権者の役割）

第４条　交渉権者は、 市との連絡調整の窓口を設置する。

２　（グループでの提案の場合）代表者は、グループ内の構成員との情報共有を行う。

３　交渉権者は、本件の事業化に向けて必要な調査・検討を行う。

４　交渉権者は、グループ内の構成員に追加・変更等が生じた場合は速やかに市に連絡する。

５　交渉権者は、 事業化に向けた協議にかかる費用を負担する。

（秘密の保持）

第５条　交渉権者は、本件の協議に際し知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。

２　前項の規定による秘密の保持は、協定の期間が終了した後も同様とする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第６条　交渉権者は、この協定により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ市の承認を受けた場合は、この限りでない。

（協議の方法）

第７条　協議は、原則として交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとする。

（その他）

第８条　本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、市と交渉権者の協議により定める。

この協定の締結の証として本書２通を作成し、市と交渉権者が各自１通を保有する。

年　　月　　日

阿南市

阿南市長　　表 原　立 磨

交渉権者